

鳥取市温暖化対策に係る新品目等チャレンジ実証事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市温暖化対策に係る新品目等チャレンジ実証事業費補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、温暖化により市内でも新たに栽培できる可能性のある品目等を導入するための実証を支援することを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業は、別表第1欄に掲げる事業とする。

(補助対象事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、別表第2欄に掲げる者とする。

(補助金の交付)

第5条 本補助金は、別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額。）と補助上限額のいずれか低い額とし、予算の範囲内で交付する。

2 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者（同条例第2条第1項の「事業者」の定義に従い、県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう。以下同じ。）への発注に努めなければならない。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と認められる場合は、この限りでない。

(交付申請)

第6条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号によるものとする。

2 本補助金の交付を受けようとする者は、免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

3 市長は、前項の規定による交付申請を受けたときは、前条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合において、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。

以下「交付決定額」という。) から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、本補助金の増額の変更以外の変更とする。

(着手届を要しない場合)

第8条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告)

第9条 本補助金の実績報告は、本補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月20日までに提出しなければならない。ただし、年度中途での補助事業の完了又は中止若しくは廃止の場合は、その日から20日以内に提出しなければならない。

2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第2号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第10条 規則第16条ただし書きの期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間)とする。

2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

(収益納付)

第11条 補助事業者は、本補助金の交付に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があった日から5日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、市長がその収入の全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(利用状況等の報告)

第12条 補助事業者は、申請書に掲げた機械の利用実績等を、様式第3号により、申請書に掲げる目標最終年度分まで、毎年度の実績を翌年5月31日までに報告するものとする。

(雑則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 22 日から施行する。

別表（第3条、第4条、第5条関係）

1 補助対象事業	2 補助対象事業者	3 補助対象経費	4 補助率及び補助上限額	5 重要な変更	6 その他
温暖化対策に係る新品目等チャレンジ実証事業	農業者、農業法人等 ※販売を目的とした実証をする者とする	温暖化に適応した新品目等を導入するための実証に要する経費（種苗費、肥料費、燃料費、旅費、事務等経費、その他生産資材費等） ※トラクター、軽トラック等車両、機械及び建物の購入は除く。	2／3（補助対象経費の上限：1,000千円）	補助金額の増	当該事業の補助金の申請は1回限りとする

様式第 1 号（第 6 条、第 9 条関係）

年度温暖化対策に係る新品目等チャレンジ実証事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業の内容

3 経費の配分

区 分	補助事業に要する 経費（又は補助事業 に要した経費） （A）＋（B）	負 担 区 分		備 考
		市 費 （A）	そ の 他 （B）	
温暖化に適応した品目を導 入するための実証に要する 経費 （1）種苗費 （2）肥料費 （3）燃料費 （4）その他生産資材費等	円	円	円	
合 計				

4 事業実施（予定）期間 年 月 日 ～ 年 月 日

5 収支予算（又は決算）

（1）収入の部

区 分	本年度予算額 （本年度決算額）	前年度予算額 （本年度予算額）	比 較 増 減		備 考
			増	減	
市 費 そ の 他	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備考
			増	減	
温暖化に適応した品目を導入するための実証に要する経費 (1) 種苗費 (2) 肥料費 (3) 燃料費 (4) その他生産資材費等	円	円	円	円	
合 計					

- 6 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者）
※事業実施主体が該当するいずれかに○をしてください。

7 添付書類

(交付申請時)

- (1) 経費の詳細がわかる資料
- (2) 具体的な取組内容がわかる資料（計画書等）

(実績報告時)

- (1) 経費が確認できる資料
- (2) 事業の成果
- (3) 写真

様式第 2 号（第 9 条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

住 所
団 体 名
代表者氏名

年度仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号で交付決定の通知のあった 年度鳥取市温暖化対策に係る新品目等チャレンジ実証事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、鳥取市温暖化対策に係る新品目等チャレンジ実証事業費補助金交付要綱第 9 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付された補助金等の額の確定額（ 年 月 日付第 号による額の確定通知額）
金 円
- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円
- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還額（2 から 3 の額を差し引いた額）
金 円
- 5 添付資料
 - （1）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
 - （2）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
 - （3）課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

様式第 2 号 別紙（第 9 条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

1 事業実施主体名

2 事業実施主体住所

3 代表者職氏名

4 補助事業名

5 補助金額

6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

7 6 の計算方法や積算の内訳

（1）補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区 分	課税仕入れ				非課税仕入れ	合計
	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応 分			
経費の内訳						

（2）課税売上割合 %

（3）補助金に係る仕入控除税額の計算方法

様式第 3 号（第 1 2 条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

住 所
団 体 名
代表者氏名

鳥取市温暖化対策に係る新品目等チャレンジ実証事業における実証状況報告書

年 月 日現在の実証状況は下記の記載とおりです。

記

実証所在地			
品 種 名			
定植または植栽年月日	年 月	定植または植栽数	
現在の状況（概要）			
写 真			